

監査公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項（定期監査）及び第7項（財政援助団体等監査、公の施設の指定管理者監査）の規定により執行した監査について、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成 26 年 10 月 28 日

桑名市監査委員

池 田 勝 敏

椽 尾 健 三

大 橋 博 二

平成 26 年度
(前期分)

定期監査等結果報告書

桑名市監査委員

目 次

■定期監査

1	監査実施年月日及び監査の対象	1
2	監査の方法	1
3	監査の主眼	1
4	監査の結果	1
5	意見・要望	2
	地区市民センター	2
	幼稚園、小・中学校	2

■財政援助団体等監査

○公の施設の指定管理者監査

1	監査実施年月日及び監査の対象	2
2	監査の方法	2
3	監査の主眼	3
4	監査の結果	3
5	意見・要望	3
6	監査対象指定管理料の明細	3

○財政援助団体監査

1	監査実施年月日及び監査の対象	4
2	監査の方法	4
3	監査の主眼	4
4	監査の結果	4
5	意見・要望	4
6	監査対象補助金・交付金の明細	5

■定期監査

1 監査実施年月日及び監査の対象

実施年月日	監査の対象
平成26年 5月13日	在良地区市民センター、城南地区市民センター
5月14日	深谷地区市民センター、大山田地区市民センター
7月 8日	益世小学校（幼稚園）、在良小学校(幼稚園)
7月 9日	修徳小学校（幼稚園）、成徳中学校
7月15日	長島北部小学校、長島北部幼稚園、伊曾島幼稚園
7月16日	多度北小学校、多度中学校
7月17日	大山田西小学校（幼稚園）、藤が丘小学校(幼稚園)

*他の地区市民センター、幼稚園、小・中学校については、監査調書の提出をもって監査を実施した。

2 監査の方法

平成25年度の事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、予算の執行状況、関係諸帳簿、証拠書類などとの照合、点検等を行い、各所属長等から主な事務・事業の概要の説明及び前年度指摘事項の顛末等を聴取することにより監査を実施した。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的、合理的に実施されているか、事務事業の執行が公正、計画的かつ法令・例規等に従って適正に行われているかを主眼とした。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、所定の監査調書と関係諸帳簿、証拠書類などと照合、点検したところ、概ね適正に執行、処理されていると認めた。

また、事務事業の執行についても、法令、条例、規則、規程等の定めるところに従い全般的に効率的な執行と管理が行われ、所期の成果をあげていると認めた。

なお、監査時に気付いた事務処理上の軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で通知し、期日を設けて改善の顛末の報告を求め、積極的に改善するよう指示し、その結果報告の確認を行った。

5 意見・要望

【地区市民センター】

各地区市民センターで取り扱う税金、手数料、使用料などの各種公金等現金については、保管・管理、取り扱いに十分留意されているが、今後も引き続き、事故防止の徹底に努められ、より適正な管理と遺漏のない対応を望むものである。

また、事務取り扱いについては、各地区市民センター長会議などを通じて周知徹底が図られ、概ね統一されているが、今後も是正、改善を要するものについては、その措置を講ずるよう望むものである。

【幼稚園、小・中学校】

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の事務処理においては、少額ではあるが、長年にわたり口座に不明な残金がある例も見られたことから、事務処理は適正かつ速やかに行われたい。

また、特色ある学校(園)づくり支援事業、進路生徒指導対策事業、中学生職場体験事業、就学時健康診断等の委託事業については、各事業実施の目的を十分理解し、事業の趣旨に沿った適正な支出処理に努められたい。

各学校(園)では、厳しい財政状況の中、限られた財源での予算執行に苦慮されていることとは思うが、児童・生徒等の安全確保を最優先に、施設・設備の維持管理には引き続き必要な措置を講ずるよう望むものである。

■財政援助団体等監査

○公の施設の指定管理者監査

1 監査実施年月日及び監査の対象

実施年月日	監査の対象
平成26年8月20日	特定非営利活動法人 赤須賀まちづくり推進協会

2 監査の方法

平成25年度の事務事業の実施状況について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、当該指定管理料に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で監査を実施した。

3 監査の主眼

市が指定管理者として指定した団体に対し、当該指定管理料に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の結果

平成25年度に市が指定管理料を支出した施設について、事前に提出を求めた監査資料とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、当該事業は協定書に沿って執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善など積極的に対応するよう指示した。

5 意見・要望

はまぐりプラザについては、地域に精通した地元の指定管理者により、公民館、漁業交流センターとも円滑かつ効率的に運営が行われているが、特に漁業交流センターにおける「はまかぜ食堂」の集客力が高いことは、自主事業努力の成果であると評価するところです。今後も引き続き、施設の目的を効果的に達成するための最適な管理運営に向けて、検討・努力していかれたい。

なお、現金の保管管理については、安全性、事故防止の観点からも、収納金を日々金融機関へ預け入れるなど、適切な経理管理に取り組まれることを望みます。

また所管課においては、指定管理者である赤須賀まちづくり推進協会の管理運営状況を常に把握されるとともに、今後も適正な会計処理や事務処理などについて、適切な措置を講じられるよう指導されたい。

6 監査対象指定管理料の明細

公の施設名	平成25年度指定管理料
城東地区複合施設はまぐりプラザ(城東公民館)	9,015,000円
城東地区複合施設はまぐりプラザ (漁業交流センター)	11,145,000円
合 計	20,160,000円

○財政援助団体監査

1 監査実施年月日及び監査の対象

実施年月日	監査の対象
平成26年 8 月21日	社会福祉法人 桑名市社会福祉協議会

2 監査の方法

平成25年度の事務事業の実施状況について、事前に提出を求めた監査資料に基づき、当該補助金等に係る関係諸帳簿、証拠書類等を照合・調査する方法で当該団体事務所において監査を実施した。

3 監査の主眼

市が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とした。

4 監査の結果

平成25年度に市が補助金等を交付した事業について、事前に提出を求めた監査資料とともに、関係諸帳簿、証拠書類等について関係者から説明を聴取して監査を実施した結果、当該事業は補助金等の交付目的に沿って執行されており、概ね適正であると認められた。

なお、監査の過程において気付いた軽微な事項については、その都度口頭あるいは文書で指導し、改善の対応を指示した。

5 意見・要望

桑名市社会福祉協議会におかれては、近年の厳しい経済状況の中、多くの課題を抱えながらも地域における社会福祉の増進のためにご尽力いただいているところでありますが、今後も地域福祉の重要性はますます高まると考えられることから、これの推進役として、社会情勢や住民ニーズに即した活動を展開し、地域福祉の更なる向上に寄与されるよう期待いたします。

また、所管課においては、今後も桑名市社会福祉協議会と連携を密にし、補助金の交付決定について、適正な補助額の算定に努められるとともに、当初の目的を達成するための指導を適切に行われたい。

6 監査対象補助金・交付金の明細

補助事業名	平成25年度補助金
心配ごと相談所運営費補助金	437,184円
社会福祉大会補助金	291,759円
伊勢湾台風犠牲者を祭る会補助金	162,260円
社会福祉協議会人件費交付金	67,834,615円
社会福祉協議会管理運営費交付金	9,217,783円
地域福祉推進事業補助金	39,500,831円
合 計	117,444,432円